

ID: 559

担当部署: 上下水道局

処分の概要	水洗便所への改造命令		
法令名 根拠条項	下水道法 第11条の3第3項		
法令番号	昭和33年法律第79号		
【基準】 法第11条の3第3項の規定による。 (水洗便所への改造義務等) 第11条の3 3 公共下水道管理者は、第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を水洗便所に改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。			
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日